

全員協議会記録

令和元年9月4日

【開催日】 令和元年 9 月 4 日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前 9 時 3 0 分～午前 9 時 4 2 分

【出席議員】

議 長	小 野 泰	副 議 長	矢 田 松 夫
議 員	伊 場 勇	議 員	大 井 淳一朗
議 員	岡 山 明	議 員	奥 良 秀
議 員	河 崎 平 男	議 員	河 野 朋 子
議 員	笹 木 慶 之	議 員	水 津 治
議 員	杉 本 保 喜	議 員	高 松 秀 樹
議 員	恒 松 恵 子	議 員	中 岡 英 二
議 員	中 村 博 行	議 員	長谷川 知 司
議 員	藤 岡 修 美	議 員	松 尾 数 則
議 員	宮 本 政 志	議 員	森 山 喜 久
議 員	山 田 伸 幸	議 員	吉 永 美 子

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

事務局長	沼 口 宏	事務局次長	石 田 隆
事務局主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
庶務調査係書記	小 松 美 緒		

【付議事項】

- 1 議運決定事項について
- 2 その他

午前 9 時 3 0 分 開会

小野泰議長 ただいまから全員協議会を開催いたします。付議事項 1 議運決定事項について大井委員長お願いします。

大井淳一朗議会運営委員長 ただいまより第 4 6 回及び第 4 7 回議会運営委員会の決定事項について御報告いたします。(議運決定事項について別添資料のとおり説明あり)

小野泰議長 議運決定事項について何か御質問ございますか。

山田伸幸議員 政治倫理条例の改正についてということで、この中で「第 7 条

を改正し、条文に記載することとした。ただし、議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告及び議員辞職勧告は条文に加えないこととした。」とあるんですが、この理由、またどのような議論がされてこのようになったのかお答えください。

大井淳一郎議会運営委員長 これにつきましては、4つの具体的措置を定めることを候補としておりました。議長からの注意、謝罪文の朗読、職の辞任勧告と議員辞職勧告の4つを定めることを当初は案として提示をいたしました。ただ、議会運営委員会の議論の中で特に辞任勧告、議員辞職勧告について議員の出处進退は議員自らが決めるべきではないかと。もし、議員辞職に値する事案があれば別途議員辞職勧告決議ができるのではないかとといった指摘がありまして、再度、会派等に持ち帰って協議して、議会運営委員会で過日議論をしたところ、後者の辞任勧告及び議員辞職勧告については条文に加えないことを決定したということでございます。以上でございます。

山田伸幸議員 過日、そういったことで審査会においてもどういうふうな措置を最終決定するかということで議論をしたところですが、今のこの2つの点について条文に加えないこととしたことでは、政治倫理条例の下では辞職勧告は行わないという判断をされたということによろしいのでしょうか。

大井淳一郎議会運営委員長 条文で議長の注意及び謝罪文の朗読、2つのみを具体的措置と定めたということは、倫理審査会の決定の中では議員辞職勧告はできないということになるかと思えます。以上でございます。

山田伸幸議員 では、議員辞職勧告という点についていえば、どの時点で判断するのか。これは議運で判断を今後していくということなんでしょうか。

大井淳一郎議会運営委員長 当議会では、議員辞職勧告というのは出たことはないんですが、他の事例を見る限りでは、議員提案で決議案が出されて議会運営委員会ではなくて、議員で提出議案として辞職勧告決議が出され、それから対象となる議員の弁明の機会を与えたのちに辞職勧告決議について採決をとるという形になるかと思えます。以上です。

山田伸幸議員 この政治倫理条例は最初に制定する時にも私も少し関わってきたんですが、ここでの議論はほとんどなくて制定されてしまったんです

が、他市の例ではこの扱いがいろいろあったと思うんですね。県内とかでの調査等はされた上でこのように決定したんでしょうか。

大井淳一郎議会運営委員長 確かに御指摘のとおり、まず検討に入る前に他市の状況を調べました。下関市をはじめ、他市では具体的措置としては職の辞任勧告、議員辞職勧告まで定めてありました。他市のとおりにならばそこまで定めることになろうかと思えますし、そのほうが良いのではないかという意見もありましたが、それではいけないということで、議長の注意と謝罪文の朗読にとどめるべきではないかという意見もありました。議会運営委員会といたしましては、全会一致を慣習にしている点と当時の倫理審査会から具体的措置を定めるべきであるという意見が出されていることがありますので、このまま具体的措置が何もなしのまま、条例を改正しないままでは、もし万が一、この倫理審査基準に違反する行為があった場合に対応できないことから議会運営委員会で協議したところ、まとまったところを規定し、それからもし不備があれば今後改正を検討していくということでまとまったということでございます。以上でございます。

山田伸幸議員 では、辞任勧告及び辞職勧告について定めないということの意見が多かったということでよろしいんでしょうか。

大井淳一郎議会運営委員長 当初はどちらかというとなかったです。ただ、議論を進めるなかで、倫理審査会がそこまで定めるのはどうかという意見も会派の内部、議員の中ではそういう意見もありまして、最終的には議員辞職勧告及び辞任勧告については定めないと決定したところでございます。

小野泰議長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、2その他について何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上をもちまして、全員協議会を閉じます。

午前9時42分 散会
